

第1章 総 則

1 目 的

この基準は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 7 条に係る届出の審査に必要な事項を定めるとともに、防火対象物の安全性向上に寄与することを目的とする。

2 運用上の留意事項

- (1) 消防同意は、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築物の新築等の計画段階から、消防関係法令について審査するものであること。
この場合、形式的に規定に適合させることだけでなく、規制目的に沿った合理的な指導を行うこと。
- (2) 消防同意は、建築物の出火防止、火災が発生した場合の避難及び延焼拡大防止、消火活動等の総合的な防火対策について審査すること。
- (3) 建築計画は、建築物の機能、経済、意匠、安全等の要素を考慮して行われるものであるが、消防同意時における指導は、建築物の防火上の安全を基本として他の要素との調和がとれるよう行うこと。
- (4) 建築物の大規模化、多様化等に伴い建築工法、建築材料等の技術開発が著しいことから、これらの実態に即した指導をすること。
- (5) 消防同意を行うにあたっては、建築物の用途、規模、構造等による災害危険の要因を考慮して総合的に指導すること。
- (6) 建築物の防災施設、設備等は、個々の目的だけでなく、有機的に相互に関連して活用できるよう指導すること。
- (7) 法令等で定める技術基準に係る事項以外であっても、防災上重要な事項については、積極的に関係者にその主旨を説明し理解を得て、消防目的に沿った具体的な指導を行うこと。

3 用語例

- (1) 法とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）をいう。
- (2) 政令とは、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）をいう。
- (3) 省令とは、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）をいう。
- (4) 危政令とは、危険物の規則に関する政令（昭和 34 年政令第 3 号）をいう。
- (5) 危省令とは、危険物の規制に関する省令（昭和 34 年総理府令第 55 号）をいう。
- (6) 告示とは、消防庁告示をいう。
- (7) 条例とは、忠岡町火災予防条例（昭和 37 年忠岡町条例第 10 号）をいう。
- (8) 条則とは、忠岡町火災予防条例施行規則（昭和 37 年忠岡町規則第 2 号）をいう。
- (9) 建基法とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）をいう。
- (10) 建基政令とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）をいう。
- (11) 建基省令とは、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）をいう。

- (12) JIS とは、日本産業規格をいう。
- (13) 耐火構造とは、建基法第 2 条第 7 号に規定するものをいう。
- (14) 準耐火構造とは、建基法第 2 条第 7 号の 2 に規定するものをいう。
- (15) 防火構造とは、建基法第 2 条第 8 号に規定するものをいう。
- (16) 防火設備とは、建基政令第 109 条第 1 項に規定する防火設備をいう。
- (17) 耐火建築物とは、建基法第 2 条第 9 号の 2 に規定するものをいう。
- (18) 準耐火建築物とは、建基法第 2 条第 9 号の 3 に規定するものをいう。
- (19) 特定防火設備とは、建基政令第 112 条第 1 項に規定する防火設備をいう。
- (20) 防火戸とは、建基政令第 109 条第 1 項に規定する防火設備（防火戸に限る。）をいう。
- (21) 不燃材料とは、建基法第 2 条第 9 号に規定するものをいう。
- (22) 準不燃材料とは、建基政令第 1 条第 5 号に規定するものをいう。
- (23) 難燃材料とは、建基政令第 1 条第 6 号に規定するものをいう。
- (24) 認定品とは、省令第 31 条の 4 に定める登録認定機関により認定を受けた消防用設備等又はこれらの部分である機械器具をいう。
- (25) 主要構造部とは、建基法第 2 条第 5 号に規定するものをいう。

4 凡例

- (1) 無印 : 法令基準及びその解釈（行政手続指針（平成 6 年 10 月 全国消防長会（消防機関の行政手続に関する検討会）発行）による法令解釈、補完基準を含む）
- (2) ◆ : 指導基準のうち、消防庁の通知等を参考に定めたもの

5 その他

- (1) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年法律第 91 号）においては、同法第 17 条第 6 項の規定に基づき建築主事が適合通知を行い、所管行政庁が認定を行った場合には、建基法第 6 条第 1 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合も含む。）の規定による確認済証の交付がなされたものとみなされる。建基法第 93 条の規定は、建築主事が適合通知する場合に準用される。
- (2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成 7 年法律第 123 号）においては、同法第 8 条に基づき、建築主事の同意を得て、所管行政庁が建築物の耐震改修の計画の認定をしたときは、建基法第 6 条第 1 項の規定による確認又は建基法第 18 条第 3 項の規定による通知があったものとみなされる。建基法第 93 条の規定は、所管行政庁が、建築物の耐震改修の計画の認定をしようとする場合に準用される。
- (3) 旧建基法第 38 条を適用した建築物は、平成 14 年 6 月 1 日以降、一部の建築物にあっては、不適格建築物となることから、増築、改築、大規模な模様替え、用途変更の審査については、留意すること。